

[Hondaの交通安全情報紙]

SJ

Since1971

SJ ホームページは

●編集室：本田技研工業株式会社 安全運転普及本部内
〒107-8556 東京都港区南青山2-1-1
TEL 03 (5412) 1736 <http://www.honda.co.jp/safetyinfo/>
●編集人：吉田宏樹

※ご不明な点がございましたら、
下記までお問い合わせください。
(株)アストクリエイティブ
安全運転普及本部係
TEL 03 (5439) 1191
E-mail: sj-mail@spirit.
honda.co.jp



Safety for Everyone

Honda はすべての人の
交通安全を願い活動しています。

2015
特別号

Special

NO.473



◎異業種との共同展開による交通安全普及活動の拡大と独自性のある指導方法の提供

お互いの強みを持ち寄り、 活動を広げる



イオンバイクとHondaによる子どもとその保護者を対象にした自転車教室

Honda は「Safety for Everyone」すべての人の安全をめざして」というグローバル安全スローガンのもと、交通安全活動に取り組んでいる。その根底にあるのは、クルマやバイクの運転者のみならず、道を使う誰もが安全でいられる「事故に遭わない社会」をつくりたいという想いだ。自転車利用者への教育に関しても、こうした想いをもとに力を入れており、自転車事故の加害者や被害者を減らすための取組みとして、幼児・小学生を対象にした「あやとりい 自転車教室」や、高校生を対象にした自転車の実技教育などを全国各地に普及している。一方、Hondaはこうした普及活動の「場と機会」を拡大するための試みとして異業種との連携にも取り組んでいる。異業種に対するノウハウの提供を通じて、Hondaの指導方法を広く普及させ、交通事故を1件でも減らしていきたいという想いから

**異業種にノウハウを提供し、
Hondaの教育手法を広げる**

Honda は異業種との連携による「場と機会の創出」により、交通安全活動の拡大をめざしている。その一環として、今回は自転車専門店のイオンバイクと連携。イオンバイクは集客やスタッフなど「場と機会の提供」、Hondaは独自性のある指導方法など「ノウハウの提供」を担い、子どもとその保護者を対象にした自転車教室を開催した。その特長は、保護者が先生となって、ただ乗れるように教えるだけでなく、ルールやマナーを守ることの大切さを親子で学べるようになっていることだ。お互いの強みを持ち寄ることで、さらなる活動の拡大と継続が期待される。今回は特別号として、イオンバイクとHondaによる新たな取組みを紹介する。



※あやとりい=「あんぜんを やさしく としあかし りかいて いただく」の略。

だ。そして、継続してもらえらるための体制づくりを支援している。

その1つが、イオンバイク(株)(本社・千葉県千葉市)と連携した取り組みである。同社は全国に300店以上の店舗を展開するイオンの自転車専門店、「KEEP SAFETY」というスローガンを掲げ、お客様と自転車の安全・安心を追求している。安全に関して同じ想いを持っていることから、両社は連携することとなった。イオンバイクは「場と機会の提供」、ホンダは「ノウハウの提供」という双方の強みを持ち寄ることにより、さらなる活動の拡大を図ることがねらいである。

イオンバイク(株) 取締役営業企画 本部長の矢部勝己さんは、今回の取り組みの背景を次のように話す。

「私たちは自転車を販売するだけでなく、お客様に安全に楽しく利用していただくための提案をしていきたいと考えています。その一環として、イベント等でお子さんが集まった時に自転車乗り方教室を開催してきました。小さいお子さんの場合、保護者も一緒に参加するので、双方に安全教育ができます。ただし、そこでの教育手法はまだ確立できておらず、模索しているところでした。そうした時に、ホンダの自転車教育のノウハウを知り、取り入れてみようと思ったわけです」。

第一歩として、9月19日に「親子で学ぶ 自転車乗り方教室(以下、教室)」をイオンモール浦和美園(埼玉県さいたま市)で開催した。教室の対象となるのは、補助輪を使って走行でき、外すことを検討している子どもや、補助輪無しで走行できるが、走行に不安がある子ども。そして、その保護者である。教室の目標は子どもが一人で自転車に乗れるようになることではない。補助輪を外して乗れること以前に、発進する前に右後方を確認する、両手でブレーキをかけて停止できるようにするなど、安全行動の必要性を伝えることに重点を置いている。保護者は子どもが自転車に乗れるようになることだけ

保護者に安全教育の必要性を理解してもらい、家庭での継続につなげる

に意識が向いてしまいがちだが、こうした安全に対する考え方を理解した上で、家庭で自転車教育を継続してほしいと考えている。

1日4回(各1時間)の定員(1回当たり親子10組20名)は事前の予約でうまるほどの人気ぶり。4回ある教室のうち、1回目のみホンダのスタッフがインストラクターを務め、実践を通じてノウハウをイオンバイクのスタッフに伝えた。2回目以降はイオンバイクのスタッフがインストラクターを担当した。ただし、教室における先生役は保護者であり、インストラクターは参加者の安全確保や教室の進行管理が主な役割となる。

正しい指導を行えば短時間でも上達できる

教室はSTEP1〜5(下記参照)の流れで進行。教室の最後に、インストラクターは保護者だけを集め、「自転車に乗れるようになる」と行動範囲も拡がり、その分、交通事故が心配されます。子どもの事故で多いのは「飛び出し」です。交差点や見通しの悪い場所では必ず止まって左右の安全確認をするように保護者の皆さんがしっかり教えてください」と締めくくった。

6歳の男の子と参加した母親は「補助輪を外すことにしたのですが、どうやって教えればいいのか分からず、この教室に申し込みました。広くて安全な場所で、専門の方に順を追って教えてもらえたので、息子も理解しやすかったと思います。また、ブレーキを使っ

★「親子で学ぶ 自転車乗り方教室」の流れ

STEP 1

事前準備

ヘルメットなどの安全装備を身につけ、自分の自転車を点検する



ヘルメットをかぶり、肘と膝にはプロテクターを着用

保安部品の有無、サドルの高さ、ブレーキの効き、タイヤの空気圧の点検方法を保護者に説明し、イオンバイクのスタッフが適正になるように調整

STEP 2

目的説明

インストラクターが教室の目的を説明



お父さん、お母さんが先生となり、自転車を通じてルールやマナーを守ることの大切さを子どもに理解してもらうという目的を説明

準備体操をした後、教室で使うコースを自転車のハンドルを持つジェスチャーで走る。ゴール地点に来たら、両方の手のひらを握って止まってもらう



STEP 3

基本練習

補助輪を外す前に、発進前の右後方の確認、両手ブレーキによる停止を身につける

自転車は左側から乗り降りすること、押し歩きする時は自転車の左側に立つことを示す



発進する前には必ず右後方を観て、クルマが来ていないか確認することを伝え、教室の中では左側からの乗り降りに合わせて常に実践してもらう



補助輪が付いた状態で全長20mのコースを走行。ゴール地点では両手でしっかりブレーキを握って止まる

導が盛り込まれていたのもありがたいと感じました。最後のほうは、子どもが自発的に後ろを確認していたのが印象的でした」と感想を語る。7歳の女の子と参加した母親は「二人で練習していたのですが、なかなか上達せず、娘も諦めかけていました。アドバイスを聞いて、私が娘の自転車を支えながら練習していたことが、逆にバランスをとりにくくしていることに気づかされました。正しい練習方法で教えてもらい、娘も自信がついたようです」と、教室が終わった後も時間の許す限り居残って練習を続けていた。このように正しい指導を行えば、子どもが短時間でも上達することを多くの保護者が実感したようである。

インストラクターを務めたイオンバイク(株)営業企画本部営業企画マネージャーの西山孝明さんは「自転車の取り回しから段階を踏んで、ステップアップさせていくというホンダの教育手法は、たいへん効果的だと思います。最初に前方と後方への押し歩きを練習することで、ハンドルの扱い方が自然に身についていると感じました。補助輪を外した直後はふらついてしまいがちですが、そういうお子さんはいまほとんどです。発進前の後方確認など安全面についても、保護者に理解してもらえるように啓発していきたい」という。

教室をサポートしたホンダのスタッフは「短い時間でしたが、子どもたちが着実に上達している様子がうかがえます。それは先生となった保護者の方々がブレーキや安全確認、押し歩きと1つ1つできるようになる度にほめてあげたからです。その繰り返しによって、子どもたちも『もっと乗りたい』という気持ちが高まり、より積極的になっていくようになりました」と話す。

今回の教室は、さいたま市が後援している。さいたま市交通防犯課の金子淳一さんは「今、さいたま市では自転車利用の環境整備など様々な自転車施策に力を入れて取り組んでいます。そうした中で、自転車事故防止のための教

育はたいへん重要なものと位置づけ、私たちも、市立の小学校での交通安全指導を中心に行っています。今回のような幼児や保護者への自転車教育は新たなアプローチで、行政としても心強く感じています。今後、様々な年齢層に自転車の交通ルール遵守や安全利用について、イオンバイクやホンダなどの民間企業の協力を得ながら呼びかけていきたい」と期待する。

独自性のある指導方法を全国の店舗に拡大

自転車に一人で乗れるようになるタイミングは、子どもが交通参加者として自転車を利用する入り口といえる。つまり、この段階での子どもへの自転車教育はたいへん重要であり、保護者は正しい知識や指導方法を身につけて、家庭で適切な指導をしなければならぬ。今回のような教室は、そうしたことに気づいてもらうためのきっかけになるはずだ。

イオンバイクの矢部さんは「これまでの教室ではスタッフが子ども一人ひとりを手取り足取り教えていましたが、これだと参加人数は限られてしまいます。私たちが保護者の方々にノウハウを伝え、指導を担ってもらうことで、回数や参加人数を増やすことが可能になると思います。こうした運営方法のメリットも、ホンダのノウハウを学ぶことで気づくことができました。今回、インストラクターとして参加したメンバーが身につけたノウハウを関東圏から全国の店舗へと拡げていく予定です。子どもの補助輪外しに関する相談があった時も、店頭で安全指導を含めた具体的なアドバイスができるので、お客様にも喜ばれると思います。将来的には、各店舗を通じて地域で自転車教育を展開することが理想です」と今後を見据える。両社の強みを持ち寄ることで、互いにある部分を補完できたといえるだろう。ホンダも、こうしたイオンバイクの取り組みに継続して協力していく考えだ。

補助輪を外し、前後に押し歩きをする
ことで自転車に慣れる

STEP 4

走行練習



自転車を押して歩く練習を繰り返す。最初はまっすぐ5m前進したら5m後退。前進の時は両手でハンドルを握り、後退の時は右手だけハンドルから離しサドル部分を支える



ここから補助輪を外しての練習となる



お父さん、お母さんに子どもが挨拶

STEP 5

まとめ



先生役となった保護者に向かって「ありがとうございました!」と大きな声で挨拶して終了



インストラクターが保護者に家庭でも安全教育を継続してほしいと強調

スピードを上げて、ペダルに足をのせた時のバランス感覚を身につける



自分で両足を強く蹴ったり、後ろから保護者やスタッフに押しもらい、スピードを上げていく。そして、片足のみをペダルに乗せて繰り返し、できるとしたら両足をペダルに乗せ回転させる

両足を路面に着け、歩くようにして自転車を前進させ、バランスをとる練習



目標は10m先に立っている保護者。ゴールに着いたら、両手ブレーキで停止。降車して自分の力で自転車を反転させ、スタート地点に向かって前進する



自転車の主な交通ルール

自転車は道路交通法上、車両（軽車両）として位置づけられ、クルマやバイクの仲間です。交通ルールを守り、安全運転をしましょう。

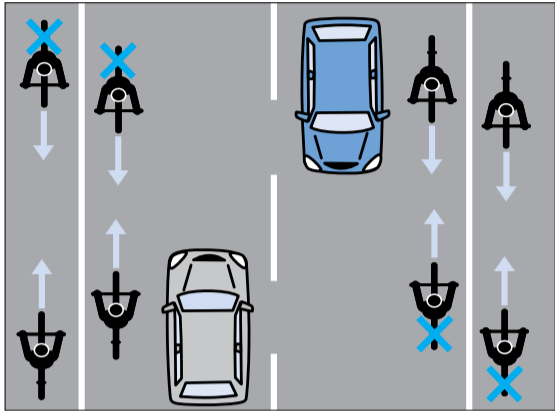
自転車が通行する場所

●車道が原則で歩道は例外

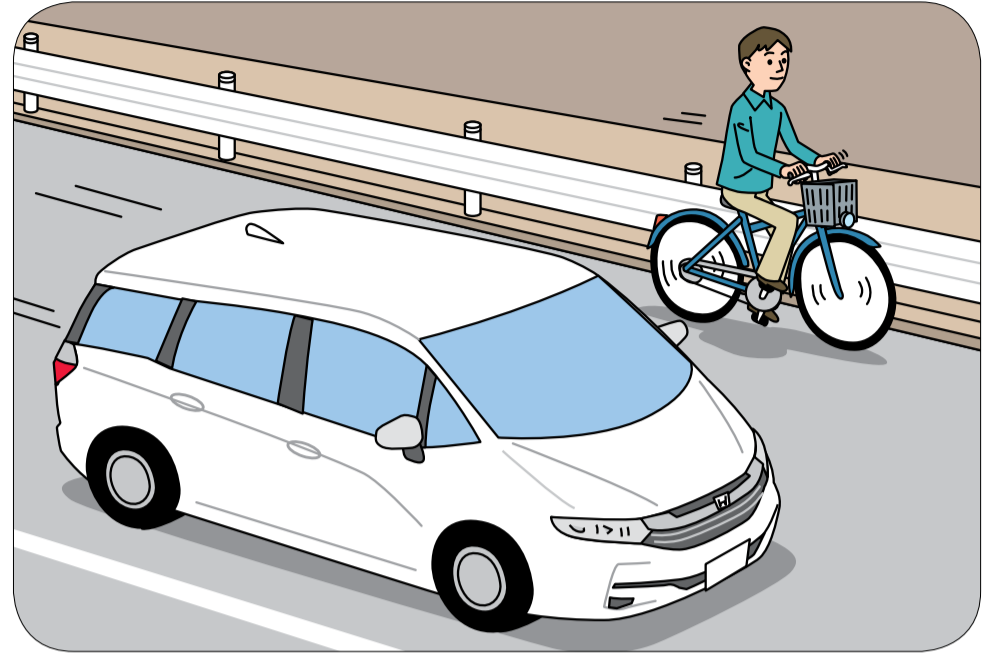
違反すると…3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

●車道では左側を通行

自転車は車道の中央から左側部分の左側端を通行しなければなりません。



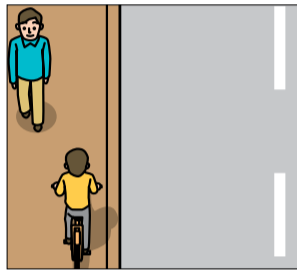
進行方向左側部分に設けられた路側帯（歩行者用路側帯除く）に限り通行することができます。違反すると…3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金



●歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止、または自転車から降りて押して歩きましょう。

違反すると…2 万円以下の罰金又は料料



自転車が歩道を通行できるのは以下の場合

- ① 普通自転車歩道通行可の標識等がある場合
- ② 13 歳未満の子どもや 70 歳以上の高齢者、身体が不自由な方が運転している場合
- ③ 車道または交通の状況からみてやむを得ない場合（ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示した時は、歩道を自転車に乗って通行してはいけません）



普通自転車歩道通行可の標識

自転車が守るべき主な安全ルール

●信号を守らなければならない

違反すると…3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

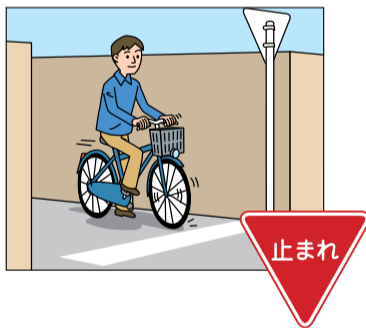
●一時停止標識のある交差点では、停止線の直前で一時停止しなければならない

違反すると…3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

●二人乗りをしてはならない

（16 歳以上の運転者が幼児用座席に 6 歳未満の幼児 1 人を乗車させる場合を除く）

違反すると…2 万円以下の罰金又は料料



●他の自転車と並進してはならない

（並進可の標識のある場所を除く）

違反すると…2 万円以下の罰金又は料料

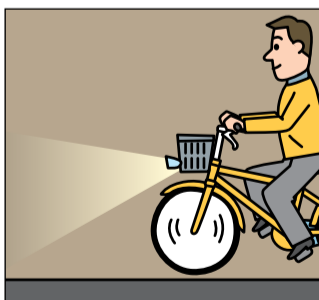


並進可の標識

●夜間*はライトを点灯しなければならない

違反すると…5 万円以下の罰金

*日の入りから日の出



●酒気を帯びて運転してはならない

違反すると…5 年以下の懲役 又は 100 万円以下の罰金（酒酔いの場合）

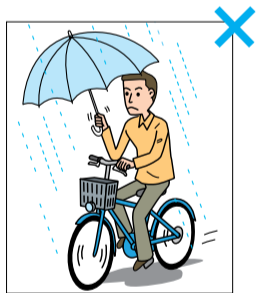


●前輪および後輪にブレーキを備えていない自転車を運転してはならない

違反すると…5 万円以下の罰金

●携帯電話の操作や傘を差しての運転をしてはならない

違反すると…5 万円以下の罰金

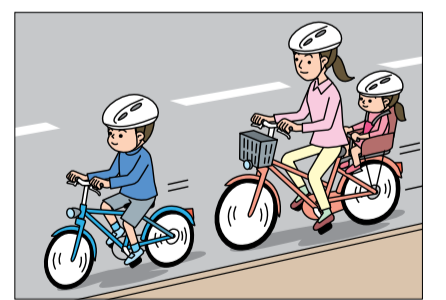


●ヘッドホン・イヤホンを使用しながら運転をしてはならない

違反すると…5 万円以下の罰金

●13 歳未満の子どもの保護責任者は、子どもを自転車に乗せる時、ヘルメットをかぶせるように努めなければならない

（努力義務）



危険行為を繰り返す自転車運転者に講習の受講が義務化（14 歳以上が対象）

●講習の対象となる危険行為

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ・通行区分違反
- ・路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ・遮断踏切立入り
- ・交差点安全進行義務違反等
- ・交差点優先車妨害等
- ・環状交差点安全進行義務違反等
- ・指定場所一時不停止等
- ・歩道通行時の通行方法違反
- ・制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ・酒酔い運転
- ・安全運転義務違反

信号無視や一時不停止等、危険行為を反復（3 年以内に 2 回以上）

受講命令

講習の受講
※受講命令に違反した場合 5 万円以下の罰金